

医療税務

つうしん

No.115

株式会社 **ムトウ** コンサルティング統括部
 札幌市北区北11条西4丁目1番地 電話(直通)011-728-6114
<https://www.wism-mutoh.jp/business/consulting/>
 令和6年6月

Q1

令和6年度税制改正の中で、交際費課税についての改正点、並びに子育て支援に関する政策税制についてその内容を教えてください。

A

ポイント

- 令和6年度の税制改正で、交際費等の損金不算入制度が3年延長され、交際費等から除外される飲食費等が一人当たり5,000円以下から10,000円以下に引き上げられた。
- 子育て世帯及び若者夫婦世帯の住宅ローン控除の拡充を行い、住宅面積要件の緩和を1年延長し、また既存住宅リフォーム税制について子育て対応改修工事を加え拡充した。

1 令和6年度税制改正による交際費等の損金不算入制度の延長及び見直し

交際費等の損金不算入制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する。

- 損金不算入となる交際費等から除かれる少額飲食費に係る金額基準を1人当たり1万円以下(改正前:5,000円以下)に引き上げる。
適用時期 金額基準の改正は、令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用する。
- 接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限の延長。

(注) 3月決算以外の法人の令和6年4月1日の属する事業年度においては、少額飲食費の金額基準が、3月までの5,000円基準と4月以降の1万円基準が混在するので注意が必要です。

【改正内容一覧】(赤字箇所が改正部分)

	改正前	改正後
損金不算入制度の適用期限	令和6年3月31日開始事業年度まで	令和9年3月31日開始事業年度まで
交際費等から除かれる飲食費等	一人当たり5,000円以下の飲食費等	一人当たり10,000円以下の飲食費等
損金算入額	中小法人以外	飲食費等の50%を損金算入
	中小法人	①定額控除限度額(800万円)損金算入 ②飲食費等の50%を損金算入 } ①と②のいずれか選択

- (注) 1. 中小法人とは、期末資本金、出資金の額等が1億円以下の法人等をいう。
 2. 交際費等から除かれる少額飲食費には、専らその法人の役員、従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する費用(いわゆる社内接待費)は含まれない。
 3. 資本金の額等が100億円を超える法人については飲食費の全額が損金不算入となる。

2 令和6年度税制改正による子育て支援に関する政策税制

(1) 子育て世帯等の住宅ローン控除の拡充並びに床面積要件緩和措置の確認期限延長

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずる。

- 個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者(「子育て特例対象個人」という。)が、認定住宅等の新築もしくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得をして令和6年1月1日から12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)を右表のとおりとして本特例の適用ができることとする(令和4・5年入居の水準を維持)。
- 合計所得金額1,000万円以下の者に限り床面積要件を40㎡以上とする緩和措置について、令和6年12月31日以前に建築確認済みの新築住宅を対象とする(1年延長)。

認定住宅等の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円

■ 子育て支援以外を含めた住宅ローン控除の入居年別まとめ(※赤字箇所が改正部分)

入居年		令和4年・令和5年	令和6年	令和7年
借入限度額	新築・買取再販 認定住宅	5,000万円	4,500万円 子育て特例対象個人5,000万円	4,500万円
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円 子育て特例対象個人4,500万円	3,500万円
	省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円 子育て特例対象個人4,000万円	3,000万円
	その他の住宅	3,000万円	0円(令和5年までに新築の建築確認:2,000万円)	
中古	認定住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅		3,000万円	
	その他の住宅		2,000万円	
控除率			0.7%	
控除期間	新築・買取再販	13年(その他の住宅は令和6年以降の入居の場合10年)		
	中古	10年		
所得要件		合計所得金額2,000万円以下		
床面積要件		50㎡以上 合計所得金額1,000万円以下で令和6年までに建築確認40㎡以上		

(2) 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充ほか

- ① 子育て特例対象個人が、所有する居住用家屋に一定の子育て対応改修工事等(※)をし、令和6年4月1日から12月31日までの間に(かつ、子育て対応改修工事後6か月以内に)居住の用に供した場合を適用対象に追加し、その子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除できることとする。
所得要件：その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には適用しない。

(※)「一定の子育て対応改修工事」とは、次の①～⑥の工事であって、その工事に係る標準的な工事費用相当額(補助金等控除後)が50万円を超えること等一定の要件を満たすものを言います。

- ① 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- ② 対面式キッチンへの交換工事
- ③ 開口部の防犯性を高める工事
- ④ 収納設備を増設する工事
- ⑤ 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- ⑥ 間取り変更工事(一定のものに限る。)

- ② 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の適用期限を令和7年12月31日まで2年間延長する。
- ③ 既存住宅に係る特定の改修工事(バリアフリー・省エネ・三世代同居・耐久性向上)をした場合の所得税額の特別控除について、適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下(改正前：3,000万円以下)に引き下げた上で、適用期限を令和7年12月31日まで2年間延長する。

Q2

理事長個人が所有している土地に医療法人が経営する病院が建っていますが、理事長に相続が発生した場合、相続税の計算上、小規模宅地の特例が使えるのでしょうか。

A

ポイント

- 1. 対象となる土地が「特定同族会社事業用宅地等」に該当すれば、小規模宅地等の減額特例により、最大で病院敷地の400㎡までにつき、80%の評価減が受けられます。
- 2. この減額特例は、相続税の負担を大きく減らすことができる制度ですが、医療法人の出資50%超保有、相当の対価で貸し付ける等の適用要件を満たしていることが必要です。

1 小規模宅地等の減額特例の対象となる特定同族会社事業用宅地等

(1) 小規模宅地等の減額特例の概要

理事長個人が所有する土地を医療法人に貸付けし、その土地に医療法人が病院を建てて経営している場合や、理事長所有の土地に理事長が病院用建物を建築し、その建物を医療法人に貸付けしている場合には、理事長に相続が発生したとき、その土地が特定同族会社事業用宅地等に該当すると、小規模宅地等の減額特例の適用を受けることができ、その面積400㎡までについて相続税評価額が80%減額されることになります。

(2) 特定同族会社事業用宅地等の要旨、満たすべき要件

1. 特定同族会社事業用宅地等とは

相続開始直前から被相続人及びその親族が特定の同族会社に賃貸していた宅地等(土地又はそこにある建物)でその事業の用に供されていたものを、その宅地等を相続又は遺贈により取得した、相続税の申告期限においてその法人の役員である親族が、相続開始時から申告期限まで引き続き保有し、かつ、申告期限まで引き続き当該法人の事業の用に供しているものをいいます。

2. 被相続人等が満たす要件

① 土地又は建物を特定の同族会社に相当の対価で継続的に貸し付けている

(注) 相当の対価の判断については、地代や家賃から固定資産税、減価償却費その他の必要経費を差し引いて相当の利益が出ているか、近隣相場並みに賃貸していれば問題ありません。

なお、理事長が不動産を医療法人に対して無償(固定資産税程度の地代・家賃の支払いを含む。)で使用させていた場合には、小規模宅地等の減額特例の適用はありません。

② 特定の同族会社——被相続人及びその親族、被相続人と特別の関係のある者が有する出資の総額がその法人の出資の総額の50%超保有する法人

よって医療法人では、持分あり医療法人のみが対象となります。50%超の判定時期は相続開始直前で行います。

(注) 被相続人の特別の関係のある者とは、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、使用人、金銭等を受けて生計を維持している人、生計一の親族、支配関係にある法人をいいます。

③ 特定の同族会社の事業——不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業及び準事業を除く

3. 相続人(取得者)が満たす要件

① 法人役員要件——相続税の申告期限において法人の役員であること

② 保有継続要件——宅地等を相続税の申告期限まで保有していること

③ 事業継続要件——宅地等を申告期限まで引き続き当該法人の事業の用に供していること

(注) 相続又は遺贈により宅地等を取得した親族は、被相続人と生計が別であってもかまいません。また、医療法人の出資を取得することも要件にはなっていません。

2 理事長(被相続人)所有の宅地等が特定同族会社事業用宅地等に該当する場合の要件

